

石綿事前調査結果報告システムに関する Q&A

(令和4年2月9日時点)

<目次>

1 請負代金等について

Q1-1. 請負代金に仮設工事費を含めるのでしょうか。

Q1-2. 工事途中で追加工事が発注され、請負代金が100万円を超えた場合に報告は必要でしょうか。

Q1-3. 請負代金に占める改修工事費が少額でも報告が必要でしょうか。

2 事前調査の実施について

Q2-1. 発注者が事前調査を行っている場合でも、元請として事前調査が必要でしょうか。

3 報告書の記載について

Q3-1. 事前調査を外注した際はどのように記載したらよいでしょうか。

Q3-2. 新築工事の着工日欄について、建築謄本の登記の日付は間違いでしょうか。

4 その他

Q4-1. 発注者に対しての事前調査の説明も様式第1号「事前調査結果報告」で行ってよいのでしょうか。

1 請負代金等について

Q1-1. 請負代金に仮設工事費を含めるのでしょうか。

マンション等の外壁改修工事の際、改修工事費としては 100 万円未満だが、仮設工事費を含めると 100 万円を超える場合、報告対象となるでしょうか。

A. 報告対象となります。請負代金は、材料費も含めた工事全体の請負代金で、消費税も含む額となっています。

Q1-2. 工事途中で追加工事が発注され、請負代金が 100 万円を超えた場合に報告は必要でしょうか。

リフォーム工事等において、当初の予定では 100 万円未満の工事であったが、工事途中で追加発注があり、工事着工以降に請負代金が 100 万円を超えた場合、報告対象となるでしょうか。

A. 報告対象となります。工事代金が 100 万円を超えたら速やかに報告してください。

Q1-3. 請負代金に占める改修工事費が少額でも報告が必要でしょうか。

請負代金が税込み 100 万円以上の建築物の改修工事において、工事費としては 10 万円程度のボード貼替（石綿含有）の作業でも届出が必要でしょうか。

A. 事前調査結果の報告に関しては、請負代金 100 万円以上なので必要となります。届出に関しては個別の判断となりますので、現場を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

2 事前調査の実施について

Q2-1. 発注者が事前調査を行っている場合でも、元請として事前調査が必要でしょうか。

A. 発注者の実施した事前調査が、石綿障害予防規則第 3 条 2 項に定める内容であれば改めて調査する必要はございません。

3 報告書の記載について

Q3-1. 事前調査を外注した際はどのように記載したらよいでしょうか。

様式 1 号の元方事業者に関する事項の「事前調査を実施した者」欄の記載について、事前調査を外注した場合、どのように記載したら良いでしょうか。

A. 事前調査を実施した者が元請の職員でない場合（外注した場合や、請負事業者が実施した場合を含む）でも元方事業に関する事項の「事前調査を実施した者」欄に記載してください。※「分析調査を実施した者」の欄についても同様。

Q3-2. 新築工事の着工日欄について、不動産登記簿謄本の登記の日付は間違いでしょうか。

過去に建設リサイクル法に基づく届出を行った際は、不動産登記簿謄本の日付を記載

していましたが間違いでしょうか。

- A. 新築工事の着工日欄は、解体（改修）する建物の、新築の着工日を記載してください。不明の場合は「不明」として記載をお願いします。

4 その他

Q4-1. 発注者に対しての事前調査の説明も様式第1号「事前調査結果報告」で行ってよいのでしょうか。

- A. 様式第1号「事前調査結果報告」は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に定める様式となっております。発注者により取り扱いが異なると思いますので、発注者に個別に確認してください。